特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第24号

平成28年８月24日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 28 年９月 13 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第D1614号
２．名称　大和製衡株式会社
３．住所　兵庫県明石市茶園場町５番22号
４．特定計量器の種類　非自動はかり

１．承認番号　第Y163号
２．名称　アズビル金門青森株式会社
３．住所　青森県青森市野木字山口245―８
４．特定計量器の種類　積算熱量計

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第６号

増田善太郎氏が所有する下記の建築物等は、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業施行のため、下記の期日までに、移転又は除却をしていただくことになりましたので通知します。期日後は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第７項の規定に基づき、当機構が除却工事を行いますので、貴殿が期日までに自ら移転又は除却される意思があるか否かを下記連絡先に回答してください。以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき通知及び照会いたします。

以上の内容を同法第133条第２項が準用する同法第77条第５項の規定により公告します。

平成 28 年９月 13 日

流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

１　建築物等の所在地
流山市駒木68番１
流山市駒木字中橋上78
２　移転又は除却を要する建築物等
工作物、立竹木、立毛　１式
３　建築物等の位置
別図のとおり
４　除却の期日
平成28年11月28日

注意

１　自ら移転又は除却の工事をされる場合の補償金については、別途協議させていただきます。
２　移転又は除却の完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署の上、直ちに、下記連絡先へお届けくださいますようお願い致します。

教示

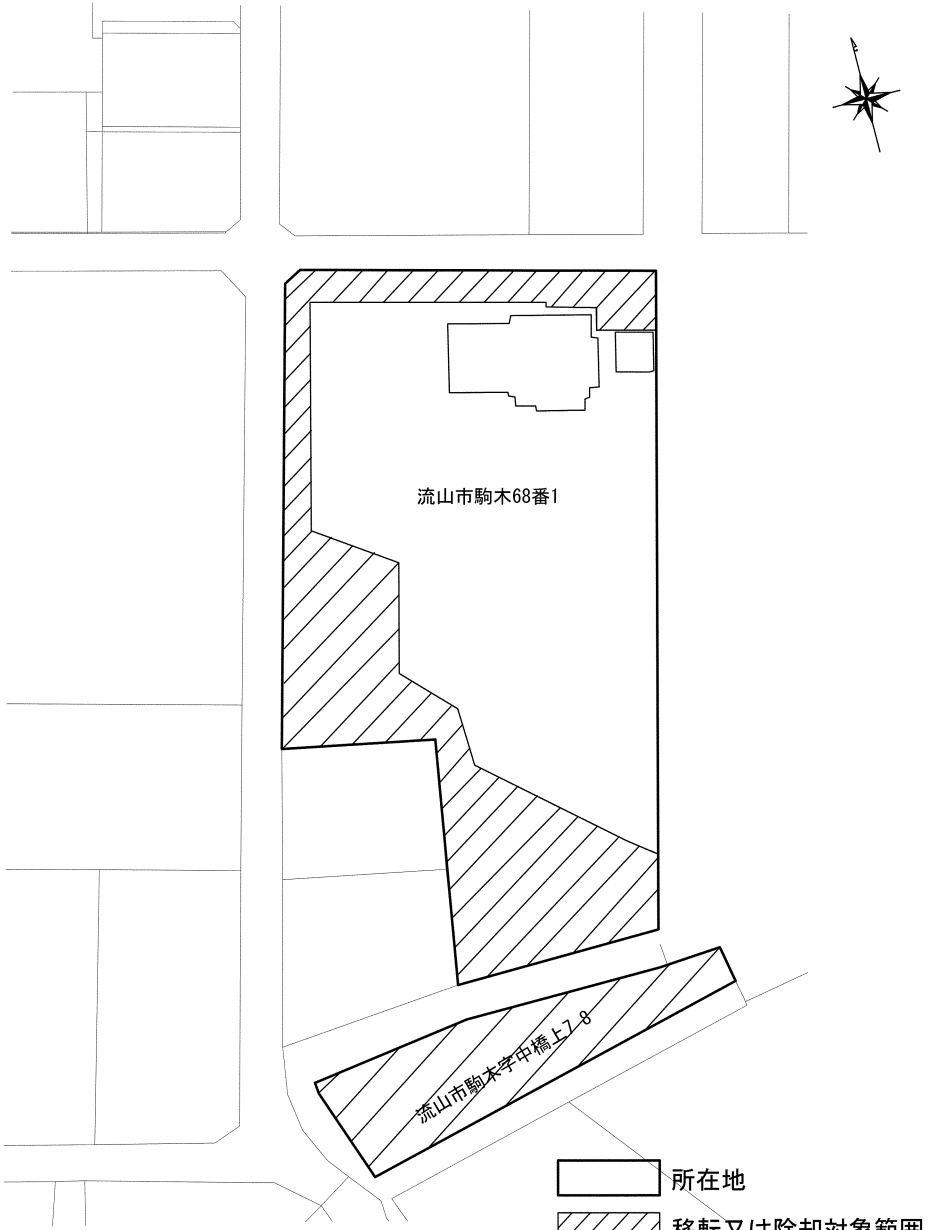
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

連絡先

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　千葉常磐業務部　業務管理チーム
（補償担当）
住　　所　〒270―0132　流山市駒木176
電話番号　04―7153―8236

以　上

別　図



この図面は公図及び航空写真を基に作成したものです。